

# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第71号 発行日：令和5年9月29日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

## 近畿 全員勝訴判決

令和5年9月27日、大阪地方裁判所において、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の判決が言い渡されました。判決では、原告128人全員を水俣病と認定し、国や熊本県の水俣病施策を断罪しました。私たちの「完全勝利」と言ってもよい画期的な判決でした。

達野ゆき裁判長から、判決言渡し後に、「長い間おつかれさまでした」とのお言葉があり、法廷の原告たちは涙を浮かべて喜びました。



〔片山直弥弁護士と福光真紀弁護士（大阪地裁前）〕

判決の骨子は以下のとおりです。

- ・原告128人全員が水俣病であると認め、一人あたり275万円の損害賠償を認めた  
原告ら全員に一律275万円の損害賠償を認めました。  
内訳は、慰謝料額250万円、弁護士費用25万円です。
- ・特措法対象地域に居住歴がなくてもメチル水銀曝露は認められる  
特措法の地域の線引きを断罪しました。
- ・少なくとも1974（昭和49）年1月まで汚染が続いていた  
汚染は1968（昭和43）年までとしていた特措法を断罪しました。
- ・除斥期間の起算点は、水俣病と診断された時点である（原告らに除斥期間は経過していない）  
症状が出た時点を起算点とすべきとする被告らの主張を排斥しました。

# ノーモア・ミナマタ全国連の声明文

## ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟全面勝訴判決を受けて

2023年9月27日

ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟原告団・弁護団  
ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議

本日、大阪地方裁判所第9民事部は、ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟について、最大の争点である原告らの水俣病への罹患に関し、原告128名の「全員」を水俣病と認め、被告国、熊本県、チッソらに総額3億5200万円（各原告の損害一律250万円＋弁護士費用25万円、計275万円）の支払いを命ずる原告全面勝訴の判決を言い渡した。

救済された原告には、特措法の対象地域外の原告、年代外の原告、特措法未申請原告の全員が含まれている。

この判決は、被告らの患者切り捨てを厳しく断罪したものであり、全国で闘われているノーモア・ミナマタ第2次訴訟の先陣をきる判決として、未救済原告を励まし、全ての水俣病被害者の救済に向けて大きな一歩を踏み出すものである。

原告らはいずれも、熊本・鹿児島両県にまたがる不知火海沿岸一円に居住歴のある者で、チッソ工場排水中のメチル水銀に汚染された魚介類を摂食した、いわゆる慢性水俣病の患者であり、加害企業チッソとその有毒な排水規制を怠った国、熊本県に対して損害賠償を求めてきたものである。

原告らは、出身地を離れていることから、水俣病の情報から遮断され、症状に苦しみながら医療機関を受診しても原因不明とされ、自らが水俣病被害者であることさえ知ることができなかった。そのため特措法申請の機会さえ奪われていた者も多く、また水俣病との診断を受けた後も、公健法や特措法の救済を受けることができなかった被害者である。

これらの原告を水俣病と認めた本判決は、まず特措法未申請の原告について水俣病と認めたことから、救済申請受付の打ち切りの誤りを、更に地域外・年代外の原告を水俣病と認めたことから、公健法・特措法の対象地域内外等の線引きにより不知火海一円に居住していた原告らを切り捨ててきた国や熊本県の施策の誤りを明確に断罪し、従来被告国らによる水俣病被害者救済策の根本的転換を迫るものである。

また、本判決が、被告らの不法行為から20年が経過等すれば損害賠償請求が出来なくなるという除斥期間の主張を排斥したことも、慢性水俣病患者の甚大な被害の救済を重視し、被告国・熊本県やチッソの加害責任を免れさせないものであり、高く評価できる。

以上のとおり、本判決は、原告らはもちろん、全国の水俣病被害者救済を大きく前進させる原告勝訴の判決と評価しうるものである。

我々、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の原告団、弁護団は、この勝訴判決を力に、ノーモア・ミナマタ第2次熊本、東京、新潟訴訟の原告団、弁護団とも連帯して、県外居住者を含む全ての水俣病被害者の救済という課題を実現するため引き続いて奮闘する決意を表明するとともに、被告国・熊本県・チッソらが、本判決を厳粛に受けとめ、高齢化する原告らの早期救済に向けて直ちに解決協議に応ずるよう強く求めるものである。

以上、声明する。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬)

電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



【公式キャラクタ  
ー】